

SEAJ 推奨安全教育“トレーナー養成講座” 第59回 特定教育 A1章 『ガスの安全教育』 開催案内

SEAJ 推奨安全教育トレーナー養成講座を下記の日程で開催いたしますので、ご案内申し上げます。
 記

■日程	3月13日(月)	※9:30~11:00(予定)
■場所	SEAJ 会議室(麹町) https://www.seaj.or.jp/about/overview.html ※新型コロナウイルス感染状況によっては Web 開催になります。	
■対象者	安全教育業務担当者や現場管理責任者で、SEAJ 推奨安全教育を継続実施していただける方。	
■资格条件	① SEAJ 推奨ガスの安全教育を※ <u>一般受講者として受講済み</u> で、内容を理解されている ② SEAJ 推奨安全教育(第1章~18章)のトレーナー資格を有する者 但し、次の日開催の一般教育トレーナー養成講座を受講すれば可能 ③ 高圧ガス保安協会の特殊材料ガス保安講習或いは同等以上の講習修了者、またはガスの取り扱いが3年以上の者(詳しくは次ページ)	
■提出書類	① 『ガスの安全教育』申込書 ② 高圧ガス保安協会 講習修了証の写し、またはガスの取り扱い3年以上を証明する業務履歴確認書	

- ◆ 時間は予定です。人数によって多少変更することもありますのでご了承下さい。新規・更新とも同じスケジュールです。
- ◆ 参加条件については『対面講座受講条件 新型コロナ禍のトレーナー養成講座開催方針』(4ページ目)とホームページにあります『プレ講座&トレーナー養成講座 WEB 講習参加条件』をご確認ください。
- ※ 自社にトレーナーがいない企業の方は、SEAJ にてプレ講座を開催しますので、お申込みください。

■プレ講座	2月15日(水)	基礎教育&テスト	※9:00~12:00(予定)
■場所	SEAJ 会議室(麹町) https://www.seaj.or.jp/about/overview.html ※新型コロナウイルス感染状況によっては Web 開催になります。		

■ 受講料(消費税 10%含)

	特定教育 A1章(ガスの安全教育)		
	プレ講座	新規	更新
SEAJ 正会員	¥15,700	¥26,180	¥5,230
SEAJ 賛助会員	¥21,990	¥36,650	¥7,320
SEAJ 非会員	¥28,270	¥47,130	¥10,470

- ◆ 受講料に含まれるもの：トレーニング費用・テキスト(一般教育製本版と講師用 CD-ROM)・修了証
- ◆ 一般教育と特定教育を両方受ける場合は一般教育に特定教育の受講料が追加されます。

■ 申込・問合せ先

安全・サポート部 栗原 ・ 木城 E-mail: anzen@seaj.or.jp

■ 申込締切日

トレーナー養成プレ講座 2023年1月30日(月) 定員 15名

トレーナー養成講座 2023年2月27日(月) 定員 15名

- ※ 定員になり次第締め切りとさせていただきます。
- ※ 開催日直前のキャンセルはご遠慮願います。

SEAJ 推奨安全教育－特定教育 A1 章『ガスの安全教育』トレーナー資格取得について

貴職が担当する SEAJ 推奨安全教育受講者が半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業（消費する側：設備、兵站等も含む）である場合、SEAJ 推奨安全教育－特定教育『ガスの安全教育』は必修です。

半導体製造に使用するガス（高圧ガス等）に係る作業がなければ、任意で構いません。

また、SEAJ 推奨安全教育－特定教育『ガスの安全教育』トレーナー資格を取得するには、専門的な領域であることから、SEAJ 推奨安全教育トレーナー資格に加えて、次の要件が要求されます。ご確認の上お申し込みください。

1.1.1. A1ガスの安全教育トレーナー（ガイドラインより抜粋）

(1) 特定教育トレーナー資格取得の要件

- ① 一般教育トレーナーの資格を有する者
- ② 高圧ガス保安協会(特殊材料ガス保安講習)の修了者、または同等以上の資格を有する者^[1]、または、次の業務で経験 3 年以上の業務履歴のある者^[2]、かつ、所属長により業務履歴の確認を受けた者

[1] 高圧ガス保安協会(特殊材料ガス保安講習)の修了者、同等以上の資格を有するものとは

- A) 高圧ガス保安講習受講証
- B) 特定高圧ガス取扱主任者講習
(圧縮水素、液化水素、液化アンモニア、LP ガス液化塩素、特殊高圧ガス)
- C) 甲種化学・機械、乙種化学、機械、丙種化学、第一種販売主任者免状所有者

[2] 経験 3 年以上の業務履歴とは、高圧ガス保安法に規定されるガス(特定/特殊高圧ガス含む)、およびガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合に係る下記の作業の履歴です。

- A) 高圧ガスボンベの運搬・交換作業
- B) 除害カラムの運搬・交換作業。
- C) ガス関連工事・修理・点検・保守作業
 - ・ ガス配管工事全般
 - ・ ガス検知器関連(メンテナンスや校正作業含む)
 - ・ ガス流動部分の部品交換・修理
 - ・ プロセスシーケンス/インターロックおよびソフトの変更等
 - ・ ガス製造プラントおよび関連項目の管理
- D) 製造装置および付属設備の立上げ/立下げ・修理・保全・解体作業
- E) 短期間の突発修理および年単位の保守・メンテ作業

(2) 必要書類

- ① 特殊材料ガス保安講習(高圧ガス保安協会)の修了証の写し、または同等以上の資格を証明する書類の写し。
- ② 業務履歴確認書『ガスの安全教育』

高圧ガス保安法に規定されるガス(特定/特殊高圧ガス含む)およびガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合にもそれらに係る作業経験が 3 年以上あることを確認できる書類※

※SEAJ ホームページの安全教育講座の申込に掲載

SEAJ 主催の「特定教育トレーナー養成講座(ガスの安全教育(A1))」の申し込み時、または修了日までに①②いずれかの書類を SEAJ 事務局へ提出する。

ただし、特殊材料ガス保安講習(高圧ガス保安協会)の未修の場合は、受講後に修了証写しを SEAJ 事務局へ提出すること。その修了日から特定教育トレーナーとしての効力が生じる。

<注記>

- 1) ガスの取り扱い経験が3年以上無い場合は、高圧ガス保安協会の『特殊材料ガス保安講習』の受講
或いは同等以上の講習修了・資格取得が必要です。

- 2) 『ガスの安全教育』のSEAJ認定トレーナー修了証の発行日について
 - ① SEAJ推奨安全教育-特定教育『ガスの安全教育』開始前までにSEAJ事務局へ所定の手続きをし、ト
レーナー養成講座でトレーナーと認定された場合はその修了日で発行します。
 - ② 『特殊材料ガス保安講習』の受講或いは同等以上の講習修了・資格取得が間に合わずSEAJ事務局
へ所定の手続きができなかった場合、所定の手続きがされれば、『ガスの安全教育』修了日へ遡及
してSEAJ認定トレーナー証を発行します。

但し、SEAJ 推奨安全教育（第1章～第18章）の講義はできます。

2022年11月15日

新型コロナウイルス禍のトレーナー養成講座（対面形式）の開催方針について

新型コロナウイルス禍の影響、および政府のからの「多数の方が集まるイベント等の規模縮小等の対応」の要請を受け、弊協会ではトレーナー養成講座・プレ講座を以下の方針に基づき実施して参ります。受講いただく皆様にはご不便をお掛け致しますが、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後開催の中止の判断をする場合は、ホームページおよびメールにて、WEB形式への変更を含めてご連絡申し上げます。

1. 参加者同士の感染リスクを抑えるため、定員を15名とします。
2. 以下に該当される方はご来場をお控えいただけますようお願いいたします。また該当しない場合も、疲労、体調不良等により免疫力が低下されている方は、ご来場をお控えください。
(ア)1週間以内に感染が明らかな方との接触歴がある方。（医療関係者も含む）
(イ)咳、鼻水などの風邪の症状や37.5℃以上の発熱症状のある方。
3. 1週間以内に海外への渡航歴がある方はPCR検査または抗原検査の陰性結果をご提示ください。
4. 各日毎に体調チェックシートをご提出ください。
5. 会場入り口に手指用の消毒液を設置しています。参加者の皆様においては、感染予防の為、各自でマスクの着用、こまめな手洗い等のご協力をお願いいたします。
6. 休憩時間、喚起を行いますのでご協力をお願いいたします。
7. 講師、事務局がマスク着用等の予防対策を行わせていただくことをご了承ください。
8. 入室時に検温をさせていただく場合がございます。
9. セミナー参加後、万が一新型コロナウイルスと疑われる症状が発生しましたら、速やかに事務局までご連絡ください。（anzen@seaj.or.jp）

何卒ご協力よろしくお願い申し上げます。

【講座開催にあたっての免責事項】

講座へのご参加は「自己責任」をお願いいたします。

新型コロナウイルスへの感染に関して、弊協会が責任を負うことはできません。

参加者様各自の責任において、感染予防に努めて頂きますよう何卒お願い申し上げます。